

○財務省告示第二百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百三十八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 札発競争

ロ 非競争

ハ 国債市場

ハ 特別参加

ハ 非価格競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

ハ 非競争

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各国債
市場特別参加者ごとに応募限度
額を定めるものによる発行（以下「
下」国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みのそのうち応募額を順次
当てる。○
各申込みの応募額を案分により
割り当てて。○
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。○

六

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

額面金額で二兆九千四百十五億
円、財政法第四十一条の規定
に基づき発行した利付国債に
ついては、金額で五百九十
六億九千九百五十万九千九
百九十円、財政法第四十一条
の規定に基づき発行した利付
国債に

十 十
 三 二
 の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
 払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
 込 利 入 入 価 ・ 別 債 行 争 札 格 行 行
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

十 額 格 十 額 平 す 額
 七 面 七 面 成 成 成 成 成 成
 銭 金 銭 金 二 二 二 二 二 二
 百 額 以 上 十 十 十 十 十 十
 円 に の づ づ づ づ づ づ
 に つ づ づ づ づ づ
 つ き 九 九 九 九 九 九
 十 九 十 十 十 十
 九 九 九 九 九 九
 円 円 円 円 円 円
 六 五 五 五 五 五

(一) 年 ○ ・ 四 パ ー セ ン ト
 は、払込金額に通知を受けた者
 により算出した金額を第二式
 号に規定する期日に払い込む
 ものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{55}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 により算出した金額から該金
 額に百分の二十・三・五を乗
 じた金額（ただし、当該債
 権発行時にあたし、当該債
 権発行者又は外国取当人であ

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額

十九 入札参加者
二十 払込期日

る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十七年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年五月十四日